

# 船舶事故調査報告書

平成30年5月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年12月10日 16時14分ごろ
発生場所	愛知県南知多町野島南西方沖 尾張野島灯台から真方位212° 1.9海里（M）付近 （概位 北緯34° 37.8′ 東経136° 59.2′）
事故の概要	貨物船第百三十六鳳生丸は、南西進中、また、漁船カネ十丸は、北北西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年12月12日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第百三十六鳳生丸、499トン 134432、鳳生汽船株式会社 B 漁船 カネ十丸、4.8トン AC3-38290（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級（航海） 航海士A、六級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部から左舷中央部までの外板に擦過傷 B 右舷船首部外板に亀裂を伴う凹損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	A船は、船長A及び航海士Aほか4人が乗り組み、野島南西方沖を南西進中、単独で船橋当直中の航海士Aが左舷方1.5M付近に接近するB船を視認した。 A船は、航海士Aが、ふだん針路が交差する漁船がA船の船首方又は船尾方を通過しており、今回もB船が船首方か船尾方を通過していくものと思い、針路及び速力を保持し、B船の動向を監視しながら航行していたところ、B船が避けずに接近を続けるので衝突の危険を感じ、右舵一杯を取ったが、B船と衝突した。 航海士Aは、本事故時、汽笛を鳴らさなかった。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、野島南西方沖を北北西進中、船長Bが、操舵室の椅子に腰を掛け、操舵室前部の棚の片付けを行いながら時々前方を見て航行していたところ、A船と衝突した。
分析	A船は、航海士Aが、左舷方から接近するB船を視認した際、ふだん針路が交差する漁船がA船の船首方又は船尾方を通過しており、今回もB船が船首方又は船尾方を通過していくものと思い、針路及び速

	<p>力を保持して汽笛を吹鳴せずに航行を続けたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、船長Bが、操舵室前部の棚の片付けをしていて見張りを適切に行っていなかったことから、右舷方から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が南西進中、B船が北北西進中、航海士Aが、B船が船首方又は船尾方を通過していくものと思い、針路及び速力を保持して汽笛を吹鳴せずに航行を続け、また、船長Bが、操舵室前部の棚の片付けをしていて見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避航する立場である船舶が十分な避航動作をとっているか疑問があるときは、早期に警告信号を行い、状況に応じて衝突を避ける動作をとること。</li> <li>・ 航行中は、他の作業を行わずに常時適切な見張りを行うこと。</li> </ul>